

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

新生須賀川水環境整備計画（第二期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県須賀川市

3. 地域再生計画の区域

福島県須賀川市の全域

4. 地域再生計画の目標

須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し、平成17年4月1日付で、隣接する1町1村（旧長沼町・旧岩瀬村）と合併した、行政面積約279.55km²、県内第5位の人口80,215人（平成23年1月1日現在・住民基本台帳）を有する都市である。

市内には、福島空港や東北自動車道のインターチェンジが設置され、隣接する郡山市には東北新幹線の駅がある。高速交通体系が確立された、全国の主要都市はもとより、海外とも結ばれたグローバルな高速交通の要衝となっている。

また、一級河川阿武隈川が南北に、同支川釈迦堂川が東西に流れ、東は南北朝時代の史跡である宇津峰山をはじめとする阿武隈山地の山々を、西は那須連峰から安達太良山や東吾妻連峰にかけての奥羽山脈を望む、水と緑に囲まれた、美しい景観に恵まれたまちである。

本市では、将来の姿「市民のしあわせ実現」を目標に掲げ、「人・自然・地域が輝く臨空都市すかがわ」を標榜した将来像としている。

目指すべき都市の姿は、①ネットワークの構築、②コミュニティの活性化、③新市(人・行財政)基盤の充実を、新市づくりの3つの柱として、これに基づき④市民参画の推進、⑤教育文化の向上、⑥保健福祉の充実、⑦快適生活環境の実現、⑧産業振興の促進を、まちづくりの方針として位置づけ、各政策・施策を推進している。

この中で、「快適生活環境の実現」に向けては、このまちに住む人々が「ゆとり」や「うるおい」、そして「多くの自然」を感じられるように、質の高い生活空間と豊かな水環境の創出を目指して、人と環境にやさしいまちづくりを進めており、「須賀川市環境基本計画」を策定し、市民の環境に対する意識の高揚を図るとともに、安全で安心して暮らせる快適生活環境の整備等の事業を展開している。

安全に安心して暮らせる生活環境の整備については、「須賀川市地域防災計画」を策定し、防犯や交通及び防災の面から、生活環境の向上に努めながら、快適な生活環境の整備については、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅

や、人にやさしい道づくりとしての歩道整備など、汚水処理を含めた、市民生活に密接する事業を進めている。

本市では平成18年度から平成22年度にかけ「新生須賀川水環境整備計画」において汚水処理人口普及率の向上(平成22年度末見込みで70.2%)と農作業被害農地の低減を実現し、市民(受益者)から高い評価を得ている。しかしながら本市においては上水道水源への面源汚濁対策が強く求められ、さらに小さな堀や水路を含めた、公共用水域に清流を取りもどす事が課題となっていることから、汚水処理人口普及率の更なる向上を図る必要がある。そこで、本計画において公共下水道事業・農業集落排水事業の特性や効率性・経済性を考慮しながら適正な集合汚水処理施設整備事業を進める。その他関連事業として、環境保全啓発事業・河川水質保全対策事業・釈迦堂川河川環境美化事業等を通じて、市民の水質汚濁防止への意識高揚を図り、浄化槽設置整備事業(個人設置型)による、集合処理施設整備の補完的な汚水処理施設整備を行うことにより、公共用水域の水質改善・保全保護及び、面源汚濁物質の流入量削減を図り、人と自然にやさしい、住み良い快適生活環境の創出を進めるとともに、「人・自然・地域が輝く臨空都市すかがわ」の実現を目指す。

- 目標1 汚水処理人口普及率の向上を図る
(平成23年3月末 70.2%→平成27年3月末 78.4%に向上)
- 目標2 農業用排水路の水質向上による農作業被害農地の解消を図る
(平成23年3月末 57.1ha→平成27年3月末 解消)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

須賀川市は、それまで独立して事業が行われていた、公共下水道事業(建設部下水道課)・農業集落排水事業(産業部農政課)など生活排水対策事業を、平成15年度から下水道課へ一元集約を図り、各事業の特性や効率性・経済性などを考慮しながら、より有効な汚水処理施設整備を進め、汚水処理人口の普及率向上を図るため、浄化槽設置整備事業を関連事業にて整備を行っている。

快適な生活環境と次代に引き継ぐ豊かな水環境を創出するためには、面源汚濁対策が重要であることより、汚水処理施設整備事業を重点施策と位置付け、今後も引き続き汚水処理人口普及率の向上及び農業用排水路の水質向上による農作業被害農地の解消を図る。さらに、河川に清流を取り戻すため、市民と一体となった河川の水質保全と生活排水による汚濁防止を目的とした、小学生を対象に水生生物観察や河川水質検査等の出前講座、中学生を始め市民を対象とした河川浄化の環境整備を積極的に促進していく。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成23年1月に事業認可

農業集落排水・・・稲・松塚地区は平成20年1月

大桑原地区平成21年4月

上江花地区は平成22年6月

に事業採択の通知を国より受けている。

「事業主体」

- ・いずれも須賀川市

「施設の種類」

- ・公共下水道、農業集落排水施設

「事業区域」

- ・公共下水道
(整備地区) 須賀川市公共下水道事業認可区域
須賀川市朝日田、森宿安積田、森宿横見根地区
- ・農業集落排水施設
(整備地区) 須賀川市農業集落排水事業採択区域
須賀川市稲・松塚、大桑原、上江花 地区

「事業期間」

- ・公共下水道 平成23年度 ～ 平成26年度
- ・農業集落排水施設 平成23年度 ～ 平成25年度

「整備量」

- ・公共下水道 L=20,000m (φ=200mm～φ=400mm)
- ・農業集落排水施設 L=10,070m (φ=150mm～φ=200mm)
汚水終末処理施設 3カ所
マンホールポンプ 19カ所

なお、各施設による新規の処理人口は下表のとおり

	新規の処理人口 (人)
公共下水道	2800
農業集落排水施設	2160
合計	4960

「事業費」

・ 公共下水道	事業費	828,000千円（うち、交付金 414,000千円）
・ 農業集落排水施設	事業費	1,401,100千円（うち、交付金 700,550千円）
	合計 事業費	2,229,100千円（うち、交付金1,114,550千円）

（5－3）その他の事業

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型） 事業主体 須賀川市
事業概要 合併処理浄化槽の設置に対して一部補助し、生活排水による水質汚濁の防止を図る。
（主な事業） 合併処理浄化槽補助金交付金事業

- 環境保全普及啓発事業 事業主体 須賀川市
事業概要 地域温暖化防止策を含めた、環境保全と市民の意識の高揚を図る。
（主な事業） すかがわ環境エコクラブ事業
環境出前講座事業
市民一日環境美化運動

- 河川水質保全対策事業 事業主体 須賀川市
事業概要 河川の水質保全と生活排水による汚濁防止を図る。
（主な事業） 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会事業
 積迦堂川水系水質汚濁対策連絡協議会事業

- 積迦堂川河川環境美化事業 事業主体 須賀川市
事業概要 市街化区域内の同河川河畔の環境美化に努め、河川に対する市民の意識高揚を図る。
（主な事業） 積迦堂川ふれあいロード環境美化事業

6. 計画期間

平成23年度 ～ 平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標について、本市が実施している「須賀川市再評価委員会」において、計画終了後の施設整備状況や、数値目標に対する実績値などを公表して、評価・検討を行い、次の計画策定に役立てるものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし